

単位事務名	
単身赴任手当	
根拠及び参考法令	<p>鹿児島県職員の給与に関する条例 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則 単身赴任手当の取扱いについて（通知）(H2.4.1人第1号の3) 単身赴任手当の創設について（通知）(H2.4.26鹿教教第54号) 単身赴任手当の取扱いについて（通知）(H2.4.26鹿教教第55号) 単身赴任手当の取扱いについて（通知）(H6.2.7鹿教教第536号) 単身赴任手当における権衡職員の取扱いについて（通知） (H11.3.8鹿教教第687号) 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部改正について（通知） (H28.3.31鹿教教第582号)</p>

項目	処理方法
単身赴任手当の趣旨	<p>1 単身赴任手当の趣旨（条例第11条の2）</p> <p>単身赴任をしている職員で、下記支給要件を満たす職員に支給される手当である。</p>
単身赴任手当支給要件	<p>1 単身赴任手当は、次に掲げる要件のすべてを満たす職員に支給される。（条例第11条の2第1項）</p> <p>(1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動等」という。）に伴い、<u>住居を移転</u>（注1）すること。</p> <p>※（注1） 転居（住居の移転）の取扱い ① 採用、出張、研修等に伴う転居は含まれない。 ② 転居の日とは、新住居に入居した日をいう。 ③ 異動後1月以内に行われる場合も含む。</p> <p>(2) <u>やむを得ない事情</u>（注2）により、同居していた配偶者と<u>別居</u>（注3）すること。</p> <p>※（注2） 「やむを得ない事情」とは次のいずれかに該当する場合 （鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則（以下「規則」という。）第2条） ① 配偶者が疾病等により介護を必要とする職員・配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 ② 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する同居の子を養育すること。 ③ 配偶者が引き続き就業すること。</p>

項目	処理方法
	<p>④ 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（知事が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>⑤ その他配偶者が職員と同居できないと認められる①から④に類する事情。 （単身赴任手当の取扱いについて（以下「通知」という。）規則第2条関係2）</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族（職員又は配偶者の父母を除く。）を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。 (b) 配偶者が保育所等に在所している同居の子を養育すること。 (c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子（学校等に在学している子及び(b)に該当する子を除く。）を養育すること。 (d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。 (e) 配偶者が学校等に在学していること。 (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。 (g) 職員又は配偶者が異動等の前日までに住宅を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び④に該当する場合を除く。 (h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情（教育事務所協議） <p>※（注3）</p> <p>別居の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異動前に既に配偶者と別居していた場合は対象外。 ただし、単身赴任手当の支給されていた者が更に異動で引き続き単身赴任した場合で通勤困難を満たす場合は、引き続き単身赴任手当が支給される。 ② 異動後に赴任先で一時期配偶者と同居した場合は、その後別居しても異動に伴う別居とはいえない。（ただし、権衡職員に該当する場合がある。） ③ 別居とは、月の過半を配偶者と別れて生活していることをいう。 <p>③ 異動等の直前の住居から当該異動等の直後の公署に<u>通勤することが困難</u>（注4）であると認められること。</p>

項目	処理方法						
	<p>※ (注4) 「通勤することが困難」とは次のいずれかに該当する場合（規則第3条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>通勤距離 (注5)</u> が 60km 以上であること。 ② 通勤距離が 60km 未満で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から①に相当する程度に通勤が困難である (注6) と認められること。 <p>※ (注5) 上記①②における通勤距離算定は最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（自動車その他交通用具及び航空機は除く。）について徒歩及び交通機関により通勤するものとした場合の経路について、次の区分に応じた距離を合計する。（通知規則第3条関係1）</p> <table border="0"> <tr> <td>① <u>徒歩 (注7)</u></td> <td>地図上の距離</td> </tr> <tr> <td>② 鉄道、バス等の交通機関</td> <td>営業距離</td> </tr> <tr> <td>③ 船舶</td> <td>海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離</td> </tr> </table> <p>※ (注6) 「①に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次のとおり。（通知規則第3条関係2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署の始業時刻前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間（以下「実通勤時間」という）が2時間以上である場合。 ② 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合であって、始業時刻前1時間以内に住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署に到着するために利用する交通機関の運行回数（2以上の交通機関を乗り継ぐこととなる場合にあっては、最も少ない交通機関の運行回数。③において同じ。）が1回以内のとき。 ③ 実通勤時間が1時間30分以上2時間未満である場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署から当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居への帰宅に当たって当該公署の終業の時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。 ④ その他通勤が困難であると認められる場合 <p>※ (注7) 通勤距離が交通機関の営業距離から明らかに 60 km 以上となる場合は徒歩の距離等の算定は省略することとする。また、徒歩の距離等を算定する場合でも、その距離等を把握できる資料（地図の写し等）を添付した場合には、略図を省略することとする。</p> <p>※ 単身赴任手当を受給していた職員に更に異動等があった場合、又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公</p>	① <u>徒歩 (注7)</u>	地図上の距離	② 鉄道、バス等の交通機関	営業距離	③ 船舶	海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離
① <u>徒歩 (注7)</u>	地図上の距離						
② 鉄道、バス等の交通機関	営業距離						
③ 船舶	海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離						

項目	処理方法
	<p>署に通勤困難でなくなった場合は、その間単身赴任手当は支給されない。 (条例第11条の2第1項ただし書)</p> <p>(4) <u>単身(注8)</u>で生活することを常況とすること。</p> <p>※(注8)</p> <p>単身の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員・配偶者の父母、子と同居している場合は対象とならない。 (ただし、子の場合、権衡職員に該当する場合がある。) ② 別居の時点で概ね1か月以上配偶者と別れて単身で生活することが見込まれることが必要である。 ③ 異動に伴う転居により配偶者と別居し、赴任先で一時期配偶者以外の同居者がいたが、その後に単身となった場合、単身の要件を満たした時点から支給される。 <p>(権衡職員)</p> <p>2 1の支給要件の一部を満たさない職員でも、次のいずれかに該当する職員は、1によって単身赴任手当が支給される職員との権衡上、単身赴任手当が支給される。(以下「権衡職員」という。)(条例第11条の2第3項、規則第5条)</p> <p>(1) 国や他の地方公共団体から人事交流等による採用に伴い転居した職員</p> <p>国や他の地方公共団体から人事交流等による採用に伴い転居した職員で、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、通勤困難と認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2) 次に掲げる事由の発生に伴い転居した職員で、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、通勤困難と認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 再任用職員として採用(定年又は任期満了後の翌日におけるものに限る。)されたこと ② 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第2条第1項若しくは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと ③ 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第1条の2第1号若しくは第2号の規定による休職から復職したこと <p>(3) 配偶者のない職員の場合</p> <p>配偶者のない職員で、異動等に伴い転居し、<u>知事が定める事情(注9)</u>により同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居した職員で、通勤困難と認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>※(注9)</p> <p>知事が定める事情(次のいずれかに該当する場合)(通知規則第5条関係2)</p>

項目	処理方法
	<p>① 子が学校等に在学し若しくは保育所等に在所すること。</p> <p>② その他子が職員と同居できないと認められる①に類する事情 (教育事務所協議)</p> <p>(4) 異動等に伴う転居後、異動等の日から起算して3年以内に別居（一時帯同赴任）</p> <p>異動等に伴い転居した後、異動等の日から起算して3年以内に<u>知事の定める特別の事情</u> (注 10)により異動等の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居した職員で、別居の直後の配偶者等の住居から別居の直後に在職する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>※ (注 10)</p> <p>知事の定める特別の事情（次のいずれかに該当する場合）</p> <p>① 配偶者のある職員（通知規則第5条関係3）</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するために転居すること。 (b) 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するために転居すること。 (c) 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受ける子（学校等に入学又は転学するために転居する子及び保育所等に入所又は転所するために転居する子を除く。）を養育するために転居すること。 (d) 異動等の日以後に発病した疾病等により、医療機関等において当該疾病等の治療等を受ける子を養育するため、配偶者が転居すること。 (e) 育児休業をした配偶者が職務に復帰するために転居すること。 (f) 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受けるために転居すること。 (g) 配偶者が異動等の日以後に発病した疾病等により、医療機関等において当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。 (h) 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するために転居すること。 (i) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。 (j) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(a)～(i)に類する事情 (教育事務所協議)

項目	処理方法
	<p>(2) 配偶者のない職員（通知規則第5条関係4）</p> <p>(a) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するために転居すること。</p> <p>(b) その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる(a)に類する事情 (教育事務所協議)</p> <p>(5) 満15歳以下の子と同居</p> <p>異動等に伴い転居し、<u>やむを得ない事情</u>（注11）により配偶者等と別居した職員で通勤困難と認められる職員のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居することを常況とする職員</p> <p>※ (注11)</p> <p>やむを得ない事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のある職員の場合 1の(2)のやむを得ない事情に同じ ・配偶者のない職員の場合 2の(3)の知事が定める事情に同じ <p>(6) 転居後異動の日から起算して3年以内に別居かつ満15歳以下の子と同居（一時帯同赴任）</p> <p>異動等に伴い転居した後、異動等の日から起算して3年以内に、<u>知事の定める特別の事情</u>（注12）により配偶者等と別居した職員で、通勤困難と認められるもののうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員</p> <p>※ (注12)</p> <p>知事の定める特別の事情</p> <p>2の(4)の知事の定める特別の事情に同じ</p> <p>(7) 国や他の地方公共団体から人事交流等による採用に伴い転居した職員で、前の(1)及び(3)から(6)に掲げた要件に該当する職員</p> <p>(8) その他単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるもの。</p> <p>ア　単身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となつた場合で、異動等の前から配偶者のない職員であったものとした場合に2の(3)の職員たる要件に該当する職員</p> <p>イ　国家公務員又は他の地方公共団体の職員等として在職中の異動によって単身赴任していたものが、人事交流等により本県採用後も引き続き単身赴任する場合、国家公務員又は他の地方公共団体の職員等として在職した期間を本県職員として在職した期間とみなした場合に、単身赴任手当を受給する要件を満たす職員</p>

項目	処理方法
	<p>ウ 2の(2)に該当する職員のうち単身赴任をしていたものが、再任用又は当該職務への復帰もしくは休職からの復職として本県採用後引き続き単身赴任する場合、その在職した期間を本県職員として在職した期間とみなした場合に、単身赴任手当を受給する要件を満たす職員</p> <p>エ 公務上の都合により公署を異にする異動の日から起算して3年を超えることとなった職員が、その超えることとなった日から人事異動の標準勤務年数（小・中学校に勤務する学校職員は6年を上限とする）を経過する日までの間において、2の(4)又は(6)に掲げる職員たる要件に該当する職員（教育事務所協議）</p> <p>オ 単身赴任手当の受給要件を具備している職員が、異動等に伴い、配偶者等を帶同赴任した後、配偶者等と別居した職員で、当該異動直前に配偶者等と同居していたものとした場合、2の(4)又は(6)に掲げる職員たる要件に該当する職員（教育事務所協議）</p> <p>カ 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転した後、次に掲げる事情により、配偶者と別居することとなった職員で、当該別居の直後の配偶者の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（教育事務所協議）</p> <p>a 異動等の日後に発病した疾病等により、介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、配偶者が転居すること。</p> <p>b 異動等の日後に出生した子が、学校等に入学又は転学する又は保育所等に入所若しくは転所することに伴い、当該子を養育するため、当該子とともに配偶者が転居すること。</p> <p>c 異動等の日後に、新築・購入した持ち家を管理するため、配偶者が当該住宅へ転居すること。</p> <p>キ 新たに採用された職員が同居の配偶者を有する場合において、赴任のために住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該赴任直前の住居から当該赴任直後に在勤する公署に通勤することが困難と認められるもので、単身で生活することを常況とする職員（教育事務所協議）</p> <p>ク その他権衡上必要があると認められる職員で、人事委員会と協議して定める職員（教育事務所協議）</p>

項目	処理方法																																
支給額	<p>1 基礎額 30,000 円（条例第 11 条の 2 第 2 項）</p> <p>2 加算額 交通距離（職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さ）が一定距離（100 km）以上である職員については、70,000 円を超えない範囲内で <u>交通距離（注 13）</u> の区分に応じた額を加算する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>100 km以上</td> <td>300 km未満</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>300 km以上</td> <td>500 km未満</td> <td>16,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 km以上</td> <td>700 km未満</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>700 km以上</td> <td>900 km未満</td> <td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>900 km以上</td> <td>1,100 km未満</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,100 km以上</td> <td>1,300 km未満</td> <td>46,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,300 km以上</td> <td>1,500 km未満</td> <td>52,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,500 km以上</td> <td>2,000 km未満</td> <td>58,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 km以上</td> <td>2,500 km未満</td> <td>64,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,500 km以上</td> <td></td> <td>70,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（注 13） 交通距離の算定（通知規則第 4 条関係） 交通距離の算定についても、距離制限に係る通勤距離の算定に準じて行う。 ただし、船舶に係る航路距離については、当該航路距離を 2 倍換算して交通距離の算定を行う。</p> <p>3 支給の調整 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。（規則第 6 条）</p>			100 km以上	300 km未満	8,000 円	300 km以上	500 km未満	16,000 円	500 km以上	700 km未満	24,000 円	700 km以上	900 km未満	32,000 円	900 km以上	1,100 km未満	40,000 円	1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円	1,300 km以上	1,500 km未満	52,000 円	1,500 km以上	2,000 km未満	58,000 円	2,000 km以上	2,500 km未満	64,000 円	2,500 km以上		70,000 円
100 km以上	300 km未満	8,000 円																															
300 km以上	500 km未満	16,000 円																															
500 km以上	700 km未満	24,000 円																															
700 km以上	900 km未満	32,000 円																															
900 km以上	1,100 km未満	40,000 円																															
1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円																															
1,300 km以上	1,500 km未満	52,000 円																															
1,500 km以上	2,000 km未満	58,000 円																															
2,000 km以上	2,500 km未満	64,000 円																															
2,500 km以上		70,000 円																															

項目	処理方法				
支給方法	<p>1 支給手続</p> <pre> graph LR A[職員] --> B[事実の発生] A --> C[単身赴任届] B --> D[確認] C --> E[認定] D --> F[電算報告] E --> F F --> G[支給] G --> H[事後確認] </pre> <p>(注 14) (注 15) (注 16) (注 17)</p> <p>※ (注 14) 届出の確認（規則第8条第1項） 所属長は、職員から必要な書類を添付した届出があったときは、単身赴任の実態等について確認すること。</p> <p>※ (注 15) 教育事務所への協議事項 ① 通知規則第2条関係第2項第8号支給要件の1(2)の⑤の「前各号に類する事情」の(h)に該当する場合の認定 ② 通知規則第5条関係第2項第2号 ((権衡職員)2(3)の②), 第3項第10号権衡職員)2(4)の①の(j), 第4項第2号 (権衡職員)4(2)の(b)), 又は第5項第5号 ((権衡職員)2(8)のエ, カ, キ, ク) に該当する場合の認定</p> <p>※ 協議に当たっては、別記第1号様式により行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <p>別記第1号様式</p> <table style="width: 100%; text-align: right;"> <tr> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>○○教育事務所長 殿</td> </tr> <tr> <td>○○○学校長</td> </tr> <tr> <td> 印</td> </tr> </table> <p> 单身赴任手当の認定について（協議）</p> <p>このことについて、下記の職員から別紙写しのとおり単身赴任届の提出がありましたので、協議します。</p> <p>記</p> <p>1 届出職員 (職名) (氏名)</p> <p>2 協議を要する事由 ○○○○第○条第○項第○号該当 (類する事情)</p> <p>※ (注 16) 協議の回答があり、実際に認定がなされてから電算報告を行うこと。 また、「給与手当報告書I（別紙）」を紙媒体で教育事務所へ提出すること。</p> </div>	年 月 日	○○教育事務所長 殿	○○○学校長	印
年 月 日					
○○教育事務所長 殿					
○○○学校長					
印					

項目	処理方法
	<p>※ (注 17) (規則第 10 条)</p> <p>現に単身赴任手当の支給を受けている職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を備えているかどうか、また、手当の支給額が正しいかどうかを隨時確認すること。</p> <p>2 届出が必要な場合 (規則第 7 条第 1 項)</p> <p>(1) 新たに支給要件を具備するに至った場合</p> <p>(2) 単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合 (支給要件を喪失した場合を含む。)</p> <p>3 支給の始期、終期及び支給額の改定 (規則第 9 条)</p> <p>(1) 支給の始期</p> <p>ア 新たに単身赴任手当の支給を受ける要件を備えた場合は、届出が事実の生じた日から 20 日以内に出されたときは、事実の生じた月の翌月から支給する。</p> <p>ただし、事実の生じた日が月の初日であるときは、その月から支給を開始する。</p> <p>イ 届出が事実の生じた日から 20 日 (注 18) を経過した後になされたときは、届出を受理した月の翌月から支給する。</p> <p>ただし、届出を受理した日 (注 19) が月の初日であるときは、その月から支給する。</p> <p>ウ 支給の終期</p> <p>支給要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) まで支給する。</p> <p>エ 支給額の改定</p> <p>単身赴任手当を受けている職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は、次のとおり支給額を改定する。</p> <p>a 増額の場合</p> <p>(a) 届出が事実の生じた日から 20 日以内になされた場合</p> <p>事実の生じた月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。</p> <p>(b) 届出が事実の生じた日から 20 日を経過した後になされた場合</p> <p>届出を受理した月の翌月 (受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。</p> <p>b 減額の場合</p> <p>届出を受理した日に関係なく、事実の生じた月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。</p>

項目	処理方法																										
		<p>※ (注 18) 「届出 20 日の計算」については、扶養手当の場合と同様である。</p>																									
		<p>※ (注 19) 「届出を受理した日」については、扶養手当の場合と同様である。</p>																									
		<p>※ 異動後の公署への赴任期間に支給要件を具備するときは、その異動の発令日を単身赴任手当の支給を受ける要件を備えた日として取り扱い、赴任期間に支給要件を喪失することとなった場合も、その異動の発令日を支給要件を欠いた日として取り扱う。</p>																									
添付書類		<p>1 新規の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>提出書類</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異動に伴う転居、別居、単身生活</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・転居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票 ・転居前の職員の世帯全員の住民票 <u>(注 20)</u> </td><td>記載事項が省略されていないもの</td></tr> <tr> <td>やむを得ない事情</td><td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護</td><td>・医師の診断書</td><td>同居していない場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本及び父母の世帯全員の住民票</td></tr> <tr> <td>学校等に通学する子の養育</td><td>・在学証明書</td><td>義務教育の場合は提出を省略できる</td></tr> <tr> <td>配偶者の就業</td><td>・就業証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>自宅の管理</td><td>・登記事項証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の同居できない事情</td><td>・同居できない事情を証明する書類</td><td></td></tr> </tbody> </table> </td><td></td></tr> </tbody> </table>		事由	提出書類	備考	異動に伴う転居、別居、単身生活	<ul style="list-style-type: none"> ・転居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票 ・転居前の職員の世帯全員の住民票 <u>(注 20)</u> 	記載事項が省略されていないもの	やむを得ない事情	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護</td><td>・医師の診断書</td><td>同居していない場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本及び父母の世帯全員の住民票</td></tr> <tr> <td>学校等に通学する子の養育</td><td>・在学証明書</td><td>義務教育の場合は提出を省略できる</td></tr> <tr> <td>配偶者の就業</td><td>・就業証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>自宅の管理</td><td>・登記事項証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の同居できない事情</td><td>・同居できない事情を証明する書類</td><td></td></tr> </tbody> </table>	疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護	・医師の診断書	同居していない場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本及び父母の世帯全員の住民票	学校等に通学する子の養育	・在学証明書	義務教育の場合は提出を省略できる	配偶者の就業	・就業証明書		自宅の管理	・登記事項証明書		その他の同居できない事情	・同居できない事情を証明する書類		
事由	提出書類	備考																									
異動に伴う転居、別居、単身生活	<ul style="list-style-type: none"> ・転居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票 ・転居前の職員の世帯全員の住民票 <u>(注 20)</u> 	記載事項が省略されていないもの																									
やむを得ない事情	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護</td><td>・医師の診断書</td><td>同居していない場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本及び父母の世帯全員の住民票</td></tr> <tr> <td>学校等に通学する子の養育</td><td>・在学証明書</td><td>義務教育の場合は提出を省略できる</td></tr> <tr> <td>配偶者の就業</td><td>・就業証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>自宅の管理</td><td>・登記事項証明書</td><td></td></tr> <tr> <td>その他の同居できない事情</td><td>・同居できない事情を証明する書類</td><td></td></tr> </tbody> </table>	疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護	・医師の診断書	同居していない場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本及び父母の世帯全員の住民票	学校等に通学する子の養育	・在学証明書	義務教育の場合は提出を省略できる	配偶者の就業	・就業証明書		自宅の管理	・登記事項証明書		その他の同居できない事情	・同居できない事情を証明する書類												
疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護	・医師の診断書	同居していない場合は、親子関係が確認できる戸籍謄本及び父母の世帯全員の住民票																									
学校等に通学する子の養育	・在学証明書	義務教育の場合は提出を省略できる																									
配偶者の就業	・就業証明書																										
自宅の管理	・登記事項証明書																										
その他の同居できない事情	・同居できない事情を証明する書類																										
		<p>2 改定の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>提出書類</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転居(職員)</td><td>転居後の職員の世帯全員の住民票</td><td></td></tr> <tr> <td>転居(配偶者)</td><td>転居後の配偶者の世帯全員の住民票</td><td></td></tr> </tbody> </table>		事由	提出書類	備考	転居(職員)	転居後の職員の世帯全員の住民票		転居(配偶者)	転居後の配偶者の世帯全員の住民票																
事由	提出書類	備考																									
転居(職員)	転居後の職員の世帯全員の住民票																										
転居(配偶者)	転居後の配偶者の世帯全員の住民票																										

項目	処理方法		
	3 取消の場合		
	事由	提出書類	備考
	・配偶者の同居 ・親族の同居（15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子を除く）	職員の世帯全員の住民票	
	転居（距離制限を満たさなくなった場合）	転居の事実のあったものの世帯全員の住民票	
	配偶者の死亡	死亡の事実、時期を証明する書類（戸籍謄本、死亡診断書等）	
	離婚	離婚後の職員の戸籍謄本	
<p>この表は、認定に必要な書類の代表的なものを掲げたもので、所属長が必要と認める場合は、他の証明書類の提出を求める場合がある。</p> <p>下記の場合については、それぞれの事情を申立書で提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通知規則第2条関係2(8)に該当する場合 配偶者と別居することとなった事情 ② 通知規則第3条関係2(2)に該当する場合 通勤困難であることを示す事情 ③ 通知規則第5条関係2(2), 3(10), 4(2), 5(5)に該当する場合 配偶者等と別居することとなった事情 <p>※（注20） 異動等に伴い、異動直前の住居から職員と同時に配偶者等が職員とは別の住居へ転居した場合に提出を必要とする。この場合、転居後に住民票を請求する場合は「住民票の除票」となる。</p>			
その他の	<p>1 休職、停職、在籍専従許可、育児休業承認に該当又は期間終了により職務に復帰した場合、その月分は日割計算を行う。</p> <p>2 単身赴任手当を受けている職員が所属長を異にして異動した場合には、異動前の所属長は、単身赴任手当認定簿、単身赴任届、関係書類を異動後の所属長に送付する。</p> <p>3 単身赴任手当を受けている職員が異動した場合、単身赴任手当の額等の変更の有無にかかわらず、電算システム上、自動的に手当が停止されるので、異動後も引き続き支給要件を具備する場合は、異動後の所属で電算入力を必要とする。</p> <p>4 単身赴任手当を受給している職員が、一時的に配偶者等と同居することとなった場合で、同居期間が2か月を超える場合には、事実を確認の</p>		

項目	処理方法
	<p>上、手当の支給を停止する必要がある。</p> <p>具体的な事例としては、単身赴任手当を受給していた職員が長期療養中に配偶者の居住する自宅に戻って療養する場合や、単身赴任手当を受給していた職員が長期研修で配偶者の居住する自宅に戻る場合などが該当する。</p> <p>これらの場合は、手当の支給が一時的に停止されるだけであり、認定の状況に変更はないので、再度、配偶者等と別居した場合には、その事実をもって支給を再開する。</p> <p>なお、支給の再開にあたっての新たな届出や認定は不要である。</p> <p>(1) 支給停止時期の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一時同居開始から2か月を超えることが明らかな場合 同居開始を基準日とし、基準日の翌月から支給停止（基準日が月の初日である場合は、基準日の属する月から支給停止） ② 一時同居開始時には同居期間が2か月を超えることが明らかではなく、後日2か月を超えることが明らかになった場合 同居期間が2か月を超えることが明らかになった日を基準日とし、基準日の翌月から支給停止（基準日が月の初日である場合は、基準日の属する月から支給停止） <p>(2) 支給再開の考え方</p> <p>単身の支給要件を再度具備した日を基準日として、基準日の翌月から支給開始（基準日が月の初日である場合は、基準日の属する月から支給開始）</p> <p>(具体的な事例)</p> <p>4月15日から7月15日までの間、一時的に配偶者と同居</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当初から2か月を超えて同居することが明らかな場合 ② 当初は2か月を超えることが明らかではなかったが、5月15日 2か月を超えることが明らかになった場合

[単身赴任届記入例]

平成〇〇年 4月 1日	異動(鹿児島→名瀬)
職員退居	(鹿児島)
4月 2日	職員入居 (名瀬)

新規の場合は、理由の 1 のみにチェックする

別記
第1号様式 (第7条関係)

単身赴任届

※ 朱書きは届出者が記入します

平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出

任命権者	<input checked="" type="checkbox"/> ○ ○ 学校長 殿	職名		氏名	印
勤務公署名			所在 地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居 (□本人 □配偶者) <input type="checkbox"/> 4 その他 ()				
	上記事実の発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日				

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、
次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票等証明書類 ○通添付)

例えば

- ・同居者の変更
 - ・同居(別居)の子が年齢制限を超えた
 - ・配偶者と離婚、配偶者が死亡
 - ・配偶者と同居
- (支給要件の喪失を含む)

朱書きのこと

「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。

1 異動直前の居住状況等 ← 新規の場合のみ記入する

異動の発令年月日	平成〇〇年 4月 1日
本人の住居	鹿児島市山下町 14番 50号
同 居 者	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 H〇〇.〇〇.〇〇) <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 H〇〇.〇〇.〇〇) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日)

配偶者のある場合は必ずチェックが付くことになる。

配偶者のある職員でも記入する。
(※後に配偶者を欠くこととなった場合に使用)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	平成〇〇年 4月 1日		
配偶者と別居した事情	高等学校に在学している子を妻が養育する必要があるため。		
本人の住居	奄美市名瀬永田町 17番 3号	入居年月日	平成〇〇年 4月 2日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)		
配偶者の住居	<input type="checkbox"/> 同じ。 异動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 異なる。 ()		
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	別紙(1) に記入		
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	別紙(2) に記入		
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	別紙(3) に記入		

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

住民票の転入日

異動にともない配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入を要しない。

異動にともない配偶者とともに住居を移転し、その後に住居を移転した場合(一時滞在の場合は記入しない)。

・ 1, 2における「異動」とは、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転をさす。

・ 配偶者のない者にあっては「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。

・ 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がないものとした場合について記入する。

単身赴任届裏面

〔裏 面〕

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し（新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。），理由の4に該当する場合は内容を（　　）内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあっては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 国家公務員、他の地方公共団体の職員その他知事が人事委員会と協議して定めるものであった者から引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあっては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入する。
- 8 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 10 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。
- 11 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がないものとした場合について記入する。
- 12 ※欄は記入しないこと。

交通機関の最寄りの駅まで自転車で届け出た場合
でも徒歩によるものとして算出する。

※ 朱書きは届出者が記入します

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※任命権者記入欄	順路	通勤方法の別	区間	距離
1	自転車	住居から(経由) 甲駅まで		1	徒歩	住居から(経由) 甲駅まで	1.6 km
2	○○線	甲駅から() 新港まで		2	○○線	甲駅から() 新港まで	5.0 km
3	船 舶	新港から() 名瀬まで		3	船 舶	新港から() 名瀬まで	388.9 km
4	徒 歩	名瀬から() 学校まで		4	徒 歩	名瀬から() 学校まで	1.0 km
5		から() まで		5		から() まで	. km
6		から() まで				計 (規則第3条の規定による通勤距離)	396.5 km

経路略図(経路朱線)

「省略」

(1)及び(2)の記入については、交通機関の営業距離から明らかに60km以上となる場合は、徒歩の距離等の算定は、省略して差し支えない。また、(1)～(3)の記入については、徒歩の距離等を算定する場合でも、その距離等を把握できる資料(地図の写し等)を添付した場合には、略図を省略することとする。

異動に伴う別居後の配偶者の住居が(1)と異なる場合は、(2)の欄に(1)に準じて記入する。(同住居が(1)と同じ場合は記入を要しない。)

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※任命権者記入欄	順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居から(経由) まで		1		住居から(経由) まで	. km
2		から() まで		2		から() まで	. km
3		から() まで		3		から() まで	. km
4		から() まで		4		から() まで	. km
5		から() まで		5		から() まで	. km
6		から() まで				計 (規則第3条の規定による通勤距離)	. km

経路略図(経路朱線)

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	※任命権者記入欄	順路	交通方法の別	区間	距離
1	自転車	住居から(経由) 甲駅まで		1	徒歩	住居から(経由) 甲駅まで	() 1.6 km
2	○○線	甲駅から() 新港まで		2	○○線	甲駅から() 新港まで	() 5.0 km
3	船 舶	新港から() 名瀬まで		3	船 舶	新港から() 名瀬まで	(388.9) 777.8 km
4	徒 歩	名瀬から() 住居まで		4	徒 歩	名瀬から() 住居まで	() 1.0 km
5		から() まで		5		から() まで	() . km
6		から() まで				計 (給与条例第11条の2第2項の規定による交通距離)	(388.9) 785.4 km

経路略図(経路朱線)

別記 例1 新規（配偶者の就業）

第1号様式（第7条関係）

単身赴任届



受付

※ 朱書きは届出者が記入します

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

任命権者 西之表小学校長	殿	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿
勤務公署名 西之表小学校	所在地 西之表市〇〇町1-1			
届出の理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他 ()	上記事実の発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票等証明書類 ○ 通添付)

赴任旅行期間の満了日までに要件を備えるときは、当該異動の発令日

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
本人の住居 鹿児島市〇〇町2-2			
同居者 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 HO. OO. OO) <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 HO. OO. OO) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日)			

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
配偶者と別居した事情 配偶者の就業			
本人の住居 西之表市〇〇町5-5	入居年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
本人の住居における同居者 <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄)			
配偶者の住居 異動直前の本人の住居と <input checked="" type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる。 (入居年月日)			

異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び方法	【転居・別居の証明書類等】 ・転居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票		
配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び方法	【配偶者の就業の証明書類等】 ・就業証明書		
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法			

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

別記 例2 新規(自宅の管理)

第1号様式 (第7条関係)

単身赴任届



※ 朱書きは届出者が記入します 平成 OO年OO月OO日 提出

任命権者 西之表小学校長 殿		職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿
勤務公署名 西之表小学校	所在 地 西之表市○○町1-1			
届出の理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他 ()	上記事実の発生年月日 平成 OO年OO月OO日			

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。 (住民票等証明書類 ○ 通添付)

赴任旅行期間の満了日までに要件を備えるときは、当該異動の発令日

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日 平成 OO年OO月OO日			
本人の住居 鹿児島市○○町2-2			
同居者 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 H0. OO. OO) <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 H0. OO. OO) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日)			

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日 平成 OO年OO月OO日	住民票の転出の日		
配偶者と別居した事情 自宅の管理	住民票の転入の日		
本人の住居 西之表市○○町5-5	入居年月日 平成 OO年OO月OO日		
本人の住居における同居者 <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄)			
配偶者の住居 異動直前の本人の住居と <input checked="" type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる。 (入居年月日)	【転居・別居の証明書類等】 ・転居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票 【自宅の管理の証明書類等】 ・登記事項証明書		
異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及 配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及			

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

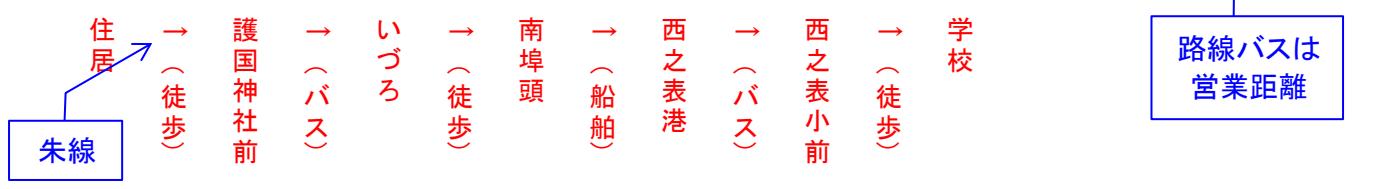
別紙 例1・2 新規（配偶者の就業）・（自宅の管理）

※ 朱書きは届出者が記入します

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※順路	通勤方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	0 . 1 km
2	バス	護国神社前から（経由）いづろまで	2	バス	護国神社前から（経由）いづろまで	4 . 6 km
3	徒歩	いづろから（経由）南埠頭まで	3	徒歩	いづろから（経由）南埠頭まで	0 . 8 km
4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	121 . 9 km
5	バス	西之表港から（経由）西之表小前まで	5	種子島交通バス	西之表港から（経由）西之表小前まで	28 . 1 km
6	徒歩	西之表小前から（経由）学校まで	6	徒歩	西之表小前から（経由）学校まで	0 . 5 km
7	↑	自動車、航空機を除く			計（規則第3条の規定による通勤距離）	156 . 0 km

経路略図(経路朱線)



(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居から（経由）まで	1		住居から（経由）まで	. km
2			2		から（経由）まで	. km
3			3		から（経由）まで	. km
4			4		から（経由）まで	. km
5			5		から（経由）まで	. km
6		から（経由）まで	欄	計（規則第3条の規定による通勤距離）		. km

経路略図(経路朱線)

船舶の場合、（ ）は海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離、この下に2倍換算した距離

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	※順路	交通方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	(0 . 1) km
2	バス	護国神社前から（経由）いづろまで	2	バス	護国神社前から（経由）いづろまで	(4 . 6) km
3	徒歩	いづろから（経由）南埠頭まで	3	徒歩	いづろから（経由）南埠頭まで	(0 . 8) km
4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	(121 . 9) km
5	バス	西之表港から（経由）下桜ヶ丘まで	5	バス	西之表港から（経由）下桜ヶ丘まで	(25 . 6) km
6	徒歩	下桜ヶ丘から（経由）住居まで	6	徒歩	下桜ヶ丘から（経由）住居まで	(0 . 1) km
			欄	計（給与条例第11条の2第2項の規定による交通距離）		(121 . 9) km
						275 . 0 km

経路略図(経路朱線)



別記 例3 新規（配偶者の就業）・（自宅の管理）別々の地へ転居

第1号様式（第7条関係）

単身赴任届



受付

※ 朱書きは届出者が記入します 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

任命権者 西之表小学校長	殿	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿
勤務公署名 西之表小学校		所在地 西之表市〇〇町1-1		
届出の理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者） <input type="checkbox"/> 4その他（　　）		上記事実の発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票等証明書類 通添付）

赴任旅行期間の満了日までに要件を備えるときは、当該異動の発令日

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
本人の住居 鹿児島市〇〇町2-2	
同居者 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子（生年月日 HOO. OO. OO） <input checked="" type="checkbox"/> 子（生年月日 HOO. OO. OO） <input type="checkbox"/> 子（生年月日) <input type="checkbox"/> 子（生年月日)	

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
配偶者と別居した事情 配偶者の就業・自宅の管理	住民票の転入の日
本人の住居 西之表市〇〇町5-5	入居年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
本人の住居における同居者 <input type="checkbox"/> 子（生年月日) <input type="checkbox"/> 子（生年月日) <input type="checkbox"/> 子（生年月日) <input type="checkbox"/> その他（続柄) <input type="checkbox"/> その他（続柄) <input type="checkbox"/> その他（続柄)	
配偶者の住居 異動直前の本人の住居と 同じ 異なる。（薩摩川内市〇〇町6-7 入居年月日 HOO. 4. 1)	

異動直前の住居から勤務	<p>【転居・別居の証明書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票 ・転居前の職員の世帯全員の住民票 <p>※ 配偶者等が同時に職員とは別の住居に転居した場合に必要</p> <p>【配偶者の就業の証明書類等】 例1に掲げる書類</p> <p>【自宅の管理の証明書類等】 例2に掲げる書類</p>
配偶者の住居から勤務	
配偶者の住居から本人の (「記入上の注意」について)	

別紙 例3 新規（配偶者の就業）・（自宅の管理）別々の地へ転居 ※ 朱書きは届出者が記入します

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※ 順路	通勤方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	0 . 1 km
2	バス	護国神社前から（経由）いづろまで	2	バス	護国神社前から（経由）いづろまで	4 . 6 km
3	徒歩	いづろから（経由）南埠頭まで	3	徒歩	いづろから（経由）南埠頭まで	0 . 8 km
4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	121 . 9 km
5	バス	西之表港から（経由）西之表小前まで	5	種子島交通バス	西之表港から（経由）西之表小前まで	28 . 1 km
6	徒歩	西之表小前から（経由）学校まで	6	徒歩	西之表小前から（経由）学校まで	0 . 5 km
		↑			計（規則第3条の規定による通勤距離）	156 . 0 km
		自動車、航空機を除く				

経路略図(経路朱線)

路線バスは
営業距離

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※ 順路	通勤方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から（経由）川内駅まで	1	徒歩	住居から（経由）川内駅まで	1 . 7 km
2	鉄道	川内駅から（経由）鹿児島中央駅まで	2	鉄道	川内駅から（経由）鹿児島中央駅まで	46 . 1 km
3	バス	鹿児島中央駅から（経由）南埠頭まで	3	バス	鹿児島中央駅から（経由）南埠頭まで	4 . 1 km
4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	121 . 9 km
5	バス	西之表港から（経由）西之表小前まで	5	種子島交通バス	西之表港から（経由）西之表小前まで	28 . 1 km
6	徒歩	西之表小前から（経由）学校まで	6	徒歩	西之表小前から（経由）学校まで	0 . 5 km
		から（経由）まで			計（規則第3条の規定による通勤距離）	202 . 4 km

経路略図(経路朱線)

船舶の場合、（ ）は海上保安庁の調べに係る距離
表に掲げる距離、この下に2倍換算した距離

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	※ 順路	交通方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から（経由）川内駅まで	1	徒歩	住居から（経由）護国神社前まで	(1 . 7) km
2	バス	川内駅から（経由）鹿児島中央駅まで	2	鉄道	護国神社前から（経由）いづろまで	(46 . 1) km
3	徒歩	鹿児島中央駅から（経由）南埠頭まで	3	バス	いづろから（経由）南埠頭まで	(4 . 1) km
4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	4	船舶	南埠頭から（経由）西之表港まで	(121 . 9) km
5	バス	西之表港から（経由）下桜ヶ丘まで	5	種子島交通バス	西之表港から（経由）下桜ヶ丘まで	(25 . 6) km
6	徒歩	下桜ヶ丘から（経由）住居まで	6	徒歩	下桜ヶ丘から（経由）住居まで	(0 . 1) km
					計（給与条例第11条の2 第2項の規定による交通距離）	(121 . 9) km
						321 . 4 km

経路略図(経路朱線)



別記

例4 異動で引き続き単身の場合（配偶者の就業）

第1号様式（第7条関係）

単 身 赴 任 届



※ 朱書きは届出者が記入します

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

任命権者 奄美中学校長	殿	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿
勤務公署名 奄美中学校	所在地 奄美市名瀬〇〇町111			
届出の理由 <input type="checkbox"/> 1新規 <input checked="" type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者） <input type="checkbox"/> 4その他（　　）	上記事実の発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票等証明書類 通添付）

赴任旅行期間の満了日までに要件を備えるときは、当該異動の発令日

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	(新規のみ記入)
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日))

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	住民票の転出の日
配偶者と別居した事情 配偶者の就業	住民票の転入の日	
本人の住居 奄美市名瀬〇〇町555	入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
本人の住居における同居者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> その他(続柄)) <input type="checkbox"/> その他(続柄)) <input type="checkbox"/> その他(続柄)) <input type="checkbox"/> その他(続柄))		
配偶者の住居 異動直前の本人の住居と	<input type="checkbox"/> 同じ <input checked="" type="checkbox"/> 異なる。(鹿児島市〇〇町333 入居年月 H〇〇.〇〇.〇〇)	
異なる場合は所在地を記入 異なる場合は所在地を記入		
【転居・別居の証明書類等】 • 転居後の職員の世帯全員の住民票 • 別居後の配偶者の世帯全員の住民票 • 転居前の職員の世帯全員の住民票(除票でも良い) ※ 配偶者等が同時に職員とは別の住居に転居した場合に必要 【配偶者の就業の証明書類等】 • 就業証明書		
(「記入上の注意」については、裏面をご参照ください。)		

(「記入上の注意」については、裏面をご参照ください。)

別紙 例4 異動で引き続き単身の場合（配偶者の就業）

※ 朱書きは届出者が記入します

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居から(経由)まで	1		住居から(経由)まで	. km
2		(経由)まで	2		から(経由)まで	. km
3	記入の必要なし	(経由)まで	3		から(経由)まで	. km
4		から(経由)まで	4		から(経由)まで	. km
5		から(経由)まで	5		から(経由)まで	. km
6		から(経由)まで	6		から(経由)まで	. km
7		から(経由)まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)		. km

経路略図(経路朱線)

路線バスは
営業距離

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※順路	通勤方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から(経由)○○駅前まで	1	徒歩	住居から(経由)○○駅前まで	1.2 km
2	バス	○○駅前から(経由)新港まで	2	バス	○○駅前から(経由)新港まで	5.7 km
3	船舶	新港から(経由)名瀬港まで	3	船舶	新港から(経由)名瀬港まで	388.9 km
4	バス	名瀬港から(経由)○○バス停まで	4	バス	名瀬港から(経由)○○バス停まで	5.2 km
5	徒歩	○○バス停から(経由)学校まで	5	徒歩	○○バス停から(経由)学校まで	1.3 km
6	↑	自動車、航空機を除く		計(規則第3条の規定による通勤距離)		402.3 km

経路略図(経路朱線)



(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	※順路	交通方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から(経由)○○駅前まで	1	徒歩	住居から(経由)○○駅前まで	(1.2) km
2	バス	○○駅前から(経由)新港まで	2	バス	○○駅前から(経由)新港まで	(5.7) km
3	船舶	新港から(経由)名瀬港まで	3	船舶	新港から(経由)名瀬港まで	(388.9) km
4	バス	名瀬港から(経由)○○バス停まで	4	バス	名瀬港から(経由)○○バス停まで	(5.2) km
5	徒歩	○○バス停から(経由)住居まで	5	徒歩	○○バス停から(経由)住居まで	(0.8) km
6		から(経由)まで	6	計(給与条例第11条の2第2項の規定による交通距離)		(388.9) km
						790.7 km

経路略図(経路朱線)

順路	交通方法の別	区間	※順路	交通方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居から(経由)○○駅前まで	1	徒歩	住居から(経由)○○駅前まで	(1.2) km
2	バス	○○駅前から(経由)新港まで	2	バス	○○駅前から(経由)新港まで	(5.7) km
3	船舶	新港から(経由)名瀬港まで	3	船舶	新港から(経由)名瀬港まで	(388.9) km
4	バス	名瀬港から(経由)○○バス停まで	4	バス	名瀬港から(経由)○○バス停まで	(5.2) km
5	徒歩	○○バス停から(経由)住居まで	5	徒歩	○○バス停から(経由)住居まで	(0.8) km
6		から(経由)まで	6	計(給与条例第11条の2第2項の規定による交通距離)		(388.9) km
						790.7 km

船舶の場合、()は海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離、この下に2倍換算した距離

別記

第1号様式（第7条関係）

例5 新規(父母の介護)

※一時帯同後3年以内の別居

単身赴任届

※ 朱書きは届出者が記入します 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出



任命権者 奄美中学校長	殿	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿
勤務公署名 奄美中学校	所在地 奄美市名瀬〇〇町111			
届出の理由 <input checked="" type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他 ()	上記事実の発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			

住民票で確認

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票等証明書類 ○ 通添付)

新規の場合のみ記入

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
本人の住居 鹿児島市〇〇町333			
同居者 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 (生年月日 H〇.〇〇.〇〇) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日)			

2 現在の居住状況等

住民票の転出の日

配偶者と別居した年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	住民票の転入の日		
配偶者と別居した事情 配偶者が介護をする母の介護をするため			
本人の住居 奄美市名瀬〇〇町555	入居年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
本人の住居における同居者 <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄)			
配偶者の住居 記入の必要なし 異動直前の本人の住居と 同じ 異なる。 () 入居年月日)	異なる場合は所在地を記入		
異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び方法	別紙(1)に記入		
配偶者の住居から勤務学校	【転居・別居の証明書類等】 ・別居後の職員の世帯全員の住民票 ・別居後の配偶者の世帯全員の住民票 ・親子関係が確認できる戸籍謄本 (配偶者が介護をするものと同居していない場合) ・父母世帯全員の住民票 (配偶者が介護をするものと同居していない場合)		
配偶者の住居から本人の住居	【介護のための証明書類等】 ・医師の診断書		

(「記入上の注意」について)

別紙 例5 新規(父母の介護) ※一時帯同後3年以内の別居

※ 朱書きは届出者が記入します

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居 から (経由) まで	1		住居 から (経由) まで	. km
2		から (経由) まで	2		から (経由) まで	. km
3		から (経由) まで	3		から (経由) まで	. km
4		から (経由) まで	4		から (経由) まで	. km
5		から (経由) まで	5		から (経由) まで	. km
6		から (経由) まで	欄	計(規則第3条の規定による通勤距離)		. km

経路略図(経路朱線)

記入の必要なし

路線バスは
営業距離

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※順路	通勤方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居 から (経由) ○○駅前 まで	1	徒歩	住居 から (経由) ○○駅前 まで	1 . 2 km
2	バス	○○駅前 から (経由) 新港 まで	2	バス	○○駅前 から (経由) 新港 まで	5 . 7 km
3	船舶	新港 から (経由) 名瀬港 まで	3	船舶	新港 から (経由) 名瀬港 まで	388 . 9 km
4	バス	名瀬港 から (経由) ○○バス停 まで	4	バス	名瀬港 から (経由) ○○バス停 まで	5 . 2 km
5	徒歩	○○バス停 から (経由) 学校 まで	5	徒歩	○○バス停 から (経由) 学校 まで	1 . 3 km
6	↑	自動車、航空機を除く	欄	計(規則第3条の規定による通勤距離)		402 . 3 km

経路略図(経路朱線)



(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	※順路	交通方法の別	区間	距離
1	徒歩	住居 から (経由) ○○駅前 まで	1	徒歩	住居 から (経由) ○○駅前 まで	(1 . 2) km
2	バス	○○駅前 から (経由) 新港 まで	2	バス	○○駅前 から (経由) 新港 まで	(5 . 7) km
3	船舶	新港 から (経由) 名瀬港 まで	3	船舶	新港 から (経由) 名瀬港 まで	(388 . 9) km
4	バス	名瀬港 から (経由) ○○バス停 まで	4	バス	名瀬港 から (経由) ○○バス停 まで	(5 . 2) km
5	徒歩	○○バス停 から (経由) 住居 まで	5	徒歩	○○バス停 から (経由) 住居 まで	(0 . 8) km
6		から (経由) まで	欄	計(給与条例第11条の2第2項の規定による交通距離)		(388 . 9) km
						790 . 7 km

経路略図(経路朱線)



船舶の場合、()は海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離、この下に2倍換算した距離

別記

第1号様式（第7条関係）

例6 支給要件の喪失

単身赴任届



平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

任命権者 鹿児島中学校長	殿	職名 教諭	氏名 指宿 太郎	指宿
勤務公署名 鹿児島中学校	所在地 鹿児島市天文館2丁目1-1			
届出の理由 <input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者)	<input checked="" type="checkbox"/> 4その他 (支給要件の喪失) 上記事実の発生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			

朱書

鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票等証明書類 通添付)

支給要件の喪失は記入の必要なし

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日))

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日	
配偶者と別居した事情		
本人の住居	入居年月日	年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄))	
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ	
<p>次の事実が発生したら支給要件の喪失が考えられる。</p> <p>※()内は証明書類等</p> <p>異動前 ・配偶者と同居(職員の世帯全員の住民票) ・同居者の変更(職員の世帯全員の住民票)</p> <p>配偶者 ・同居(別居)の子が年齢制限を越えた(職員の世帯全員の住民票) ・配偶者と離婚(離婚後の職員の戸籍謄本)</p> <p>配偶者 ・配偶者の死亡(死亡の事実が確認できる書類<戸籍謄本・死亡診断書等>) ・転居[制限距離を満たさなくなった場合](転居の事実のあった者世帯全員の住民票)</p>		

第2号様式（第8条関係）

単身赴任手当認定簿

職員番号	2	3	4	5	6	7
氏名	指宿 太郎					

届出の理由等		届出提出年月日 (受理年月日)	支給の始期(終期) ・支給額の改定時期	加算額	単身赴任手当の月額	任命権者決定(改定)	取扱者印
例1・2 新規（配偶者の就業）・（自宅の管理）							
○○年○○月○○日	新規	○○年○○月○○日	○○年○○月分	8,000 円	38,000 円	平成○○年○○月○○日 職名 西之表小学校長 氏名 鹿児島一郎	印 県事協
例3 新規（配偶者の就業）・（自宅の管理）別々の地へ転居							
○○年○○月○○日	異動	○○年○○月○○日	○○年○○月分	16,000 円	46,000 円	平成○○年○○月○○日 職名 西之表小学校長 氏名 鹿児島一郎	印 県事協
例4 異動で引き続き単身の場合（配偶者の就業）							
○○年○○月○○日	異動	○○年○○月○○日	○○年○○月分	32,000 円	62,000 円	平成○○年○○月○○日 職名 奄美中学校長 氏名 徳之島 健	印 県事協
例5 新規（父母の介護）※一時滞在後3年以内別居							
○○年○○月○○日	新規	○○年○○月○○日	○○年○○月分	32,000 円	62,000 円	平成○○年○○月○○日 職名 奄美中学校長 氏名 徳之島 健	印 県事協
例6 支給要件の喪失							
○○年○○月○○日	支給要件の喪失	○○年○○月○○日	○○年○○月分	0 円	0 円	平成○○年○○月○○日 職名 鹿児島中学校長 氏名 鹿児島一郎	印 県事協

記入上の注意

「届出提出（受理）年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を（ ）書で付記する。

※ 「給与手当報告書1（別紙）」は「単身赴任手当」の認定の報告をする際、「給与手当報告書1」と併せて提出する。

これは義務教育費国庫負担の決算等に必要なものであり、小・中学校及び特別支援学校において記入する。

○○ 年 ○○ 月分

○○年○○月○○日

給与手当報告書1（別紙）

点検者	記入者
印	県事協

作成所属 ○○○学校

学 校 名						氏 名						単身赴任手当					
学校 コ ー ド						職 員 番 号						交通距離の うち船舶に 係る実距離					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	22	23	24	25	26	

例1, 例2, 例3 新規（配偶者の就業）・（自宅の管理）

西之表小学校	指宿 太郎															
7	6	5	4	3	2	2	3	4	5	6	7	0	1	2	1	9

例3 異動で引き続き単身の場合（配偶者の就業）

例4 新規（父母の介護）※一時帯同後の3年以内の別居

奄美中学校	指宿 太郎															
8	7	6	5	4	3	2	3	4	5	6	7	0	3	8	8	9

単身赴任手当で交通距離のうち船舶に係る実距離が0km

南薩中学校	指宿 太郎															
9	8	7	6	5	4	2	3	4	5	6	7	0	0	0	0	0

注意事項

1 単身赴任手当の海路距離については、該当がない場合でも、0 0 0 . 0と記入すること。

※ この報告書は義務教育費国庫負担の決算等に使用するものであり、小・中学校のみ記入すること。

件数 ○ 件

○ 枚中 ○ 枚目

単身赴任手当に係る質疑応答編

(注) 設問末尾の【①】は本県における通知通達、【②】は諸手当認定・電算マニュアル（平成30年1月県教育庁教職員課作成）からの出典です。【③】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第1 転居及び別居

1 異動に伴う転居の時期

(問1) 異動があった職員が、異動後も一時期配偶者と同居する住居から通勤していたが、その後に転居し、配偶者と別居することとなった場合、異動からどの程度の期間内に転居すれば支給対象となるか。【②】

(答1) 職員が異動に伴い赴任期間中に転居したような場合は、一般的には異動に伴う転居と認められるが、異動後1月を超えるような長期間通勤ができたにもかかわらず、その後に転居し、別居した場合は、その転居が異動以外の別の事情による場合も大いに想定されるところであるので、異動と転居の時期に隔たりがある場合の転居の認定に当たっては、転居の原因が異動によるものかどうか慎重に取り扱う必要がある。

2 やむを得ない事情の判断の時点

(問2) 単身赴任手当支給規則第2条に定める「やむを得ない事情」に該当し、手当の支給を受けている職員は、その別居の事由であるやむを得ない事情が消滅した時点で支給要件を失くことになるのか。

例えば、別居後に子が卒業したこと等によりやむを得ない事情がなくなったと認められる場合等はどうか。【②】

(答2) やむを得ない事情の有無は、職員の転居により別居する時点で判断することとなる。したがって、別居後子が卒業したが、引き続き別居を続けたような場合等は、引き続いて手当を支給することができる。

3 形式的な別居の取扱い

(問3) 住民票上は別居となっているが、職員が月の過半配偶者の住居から通勤している場合は手当を支給することができるか。【②】

(答3) 住民票上配偶者と別居した場合であっても、実質的に月の過半配偶者の住居から通勤している場合は、配偶者と別居したとはいえないでの、単身赴任手当を支給することはできない。

第2 通勤困難

通勤困難の基準

- (問4) 「単身赴任手当支給規則第3条第2号（P3（※「通勤することが困難」）の（注6）の①）」通勤困難に相当すると認められる場合の実通勤時間が2時間以上とはどういうことか。【②】
- (答4) 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤したものとした場合で、異動前の住居（又は配偶者の住居）から異動後の公署の始業時刻までに到着するためには、始業時刻の2時間以上前に自宅を出発しないと間に合わない場合をいう。したがって、正味の通勤時間（途中の乗り継ぎ時間等を含む。）が2時間以上かかる場合は、当然実通勤時間も2時間以上となるが、正味の通勤時間は2時間からなくても、通勤に利用できる交通機関の運行が早朝にしかされていないため自宅を2時間以上前に出ないと間に合わない場合等も含まれる。

第3 権衡職員関係

1 一時帯同赴任者を権衡職員とする理由

- (問5) 異動に伴い、異動の直前に同居していた配偶者を帯同して赴任した職員が、異動の日から3年を経過した後に配偶者と別居した場合は支給できるか。【②】
- (答5) 異動等に伴い住居を移転した後、当該異動等の日から3年以内に特別の事情により、異動等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員については、単身赴任手当を支給される職員との均衡上支給できることになっている。（単身赴任手当支給規則第5条第2項第4号）設問のように、異動の日以降3年を経過した場合の認定に当たっては、単身赴任手当支給規則第5条第2項第4号に該当し、単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、同項第8号該当職員として単身赴任手当を支給できる。
なお、認定に当たっては、所属長は教育事務所に協議するものとする。
- (問6) 異動前に単身赴任手当を受給していた職員（支給要件に該当しながら、手当を受給していないかった職員を含む。）が、異動に伴い配偶者を帯同して赴任した後に、やむを得ない事情により再度配偶者と別居した場合、単身赴任手当は支給できるか。【②】
- (答6) 単身赴任手当の支給を受けるためには、原則として当該異動直前に配偶者等と同居していたことが必要となるが、設問のように異動直前に配偶者と別居していた場合であっても、当該別居を同居したものとすれば、単身赴任手当支給規則第5条第2項第4号又は第6号に該当する場合は、単身赴任手当を支給できる。
なお、認定に当たっては、所属長は教育事務所に協議するものとする。

2 特別の事情の内容

- (問7) 一時帯同赴任の知事の定める特別の事情の教育事務所協議はどのようなものであれば認められるのか。【③】
- (答7) マニュアル2-(4)-(注10)を参照してください。

第4 支給関係

1 複数の経路がある場合の距離の算定

(問8) 職員の住居と配偶者の住居の距離は、1日に数便しかないA経路とやや遠いものの便数も多く大多数の人が利用するB経路がある場合どちらの経路により算定するのか。

【②】

(答8) 職員の住居と配偶者の住居の距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路により算定することとなるので、質問のケースではB経路によることとなる。
なお、同様の経路が複数ある場合はそのうちの最短の経路によることとする。

2 徒歩距離の算定

(問9) 通勤距離の算定において、交通機関の営業距離から明らかに60km以上となる場合は、徒歩の距離等の算定は省略できるものと解釈し、また、交通距離の算定においては、明らかに交通距離の区分を異にしない場合は徒歩距離の算定を省略できるものと解釈してよいか。【③】

(答9) 貴見のとおり。

第5 その他

住民票上の転入日と実際の転入日が異なる場合の取扱い

(問10) 住民票の転入日が実際の転入日と異なる場合はどうするのか。【③】

(答10) 実際の転入日の申立書を本人に提出させる。